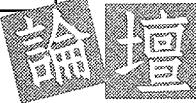
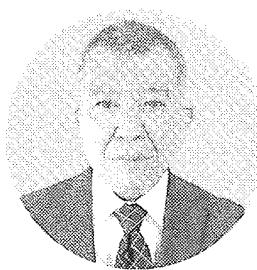


中経

日本公認会計士協会東海会  
会計業務委員会委員

林 克則



2024年9月13日に企業会計基準委員会からリース会計基準等（以下新リース基準）というが公表され、27年4月1日以降開始する事業年度の期首から適用される。リース取引は、途中解約ができず実質的な購入に近いフライナンス・リースとそれ以外のオペレーティング・リースに区分され、従来のリース基準では、08年からファイナンス・リースについてのみ借り手に貸借対照表計上が必要であり、オペレーティング・リースは貸借対照表に計上されていなかった。新リース基準で

は、リース取引と規定されたすべての取引について、資産と負債を貸借対照表に計上することが必要となる。従来、貸借対照表に計上されていないかつたオペレーティング・リース取引についても貸借対照表に計上する必要がある。

会計処理の負担は大きく、仕訳が従来の3~5倍程度になるとも試算されている。企業はまず、自社の契約が新リース基準の適用対象になると把握する必要がある。最も影響が大きいと考えられるのが店舗やオフィス、倉庫、社宅などの不動産の賃借契約である。賃借の契約内容は、定期借地契約、普通借地契約

など個々に内容が異なっており、内容の把握に時間を要すると考えられる。不動産以外では営業用の車両、オフィス用品、産業機械などが新たにリース取引となることが想定される。

そのほか、自社向けの部品製造のために取引先が所有する専用金型や製品の運送・保管で使われる倉庫などがリースとみなされる可能性がある。これらは製造業で多いと考えられ、契約内容の把握が必要となる。

新リース基準が経営に与える影響も大きい。これまで売上高や営業利益など損益計算書を重視されてきたが、今後は資産をどれだけ保有し利益を上げているのか、貸借対照表も重視されていく。新リース基準では総資産が増加することになり、自己資本比率や総資産利益率（ROA）に与える影響は大きいと考えられる。

## 影響大きく早期の検討を

今後、設備投資の方針やビジネスモデルの在り方などで、企業経営にも大きな影響を及ぼしていくだろう。

影響は経理作業だけでなく、業務や契約管理、情報システムなどもある。契約更新や解約、賃料改定など契約の見直

しの都度計上額を再算定する必要がある。店舗の大規模リニューアルなど設備投資の際にも反映を求められる可能性があり、経理部門とさまざま

な部署との連携が欠かせないものとなる。

新リース基準の取り組みは、適用まで2年4ヶ月ほどであり、契約の洗い出しから方針策定、システム導入の要否など実施すべき項目は多く、時間的な余裕は少なく、現状未着手の企業も早期の対応が必要である。

また、新リース基準が経営に与える影響も大きい。これまでも売上高や営業利益など損益計算書を重視されてきたが、今後は資産をどれだけ保有し利益を上げているのか、貸借対照表も重視されていく。新リース基準では総資産が増加することになり、自己資本比率や総資産利益率（ROA）に与える影響は大きいと考えられる。

「文化財の活用」が呼ばれるようになって久しい。

そもそも「文化財の保護」は、「保存」と「活用」の両輪からなることが、19

50年に制定された文化財保護法にすでに述べられている。2000年代以降になると観光立国への機運の高まりとともに、文化財の活用促進が図られてきた。

近年では、19年4月に文化財保護法が改正され、その内容は活用重視の方向性がさらに強まっているといえる。

名古屋経済大学では「体験型プロジェクト」という授業があるが、私が担当する講座でも「文化遺産を活用する」と題して、文化財の活用をテーマにし

オープン  
カレッジ

## 要素にも目

文化財を活かしたまちづくりを考えよう